

寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第13号

寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則(平成18年寒川町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第10号」を「第2条第11号」に改める。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。